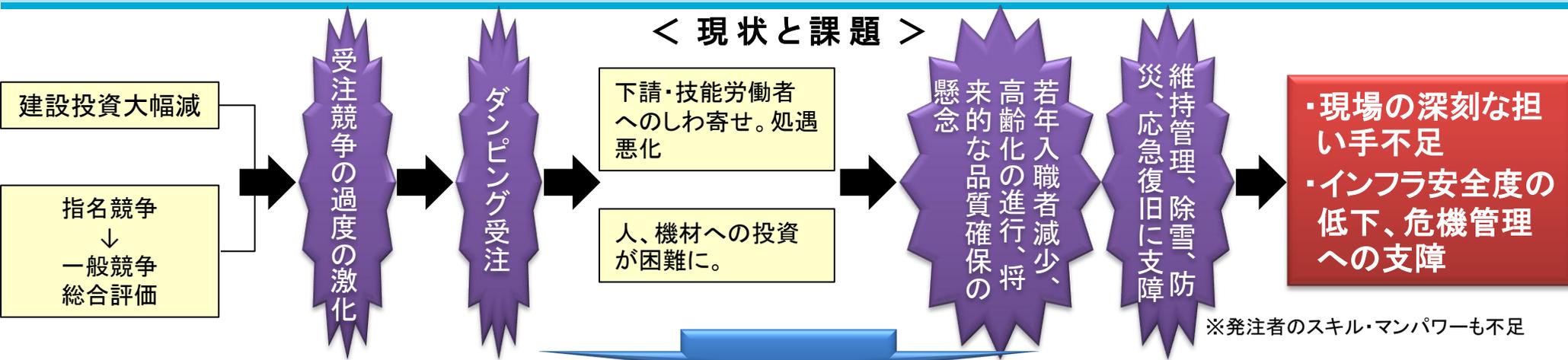


今後の建設産業政策及び入札契約制度の 大きな方向性について

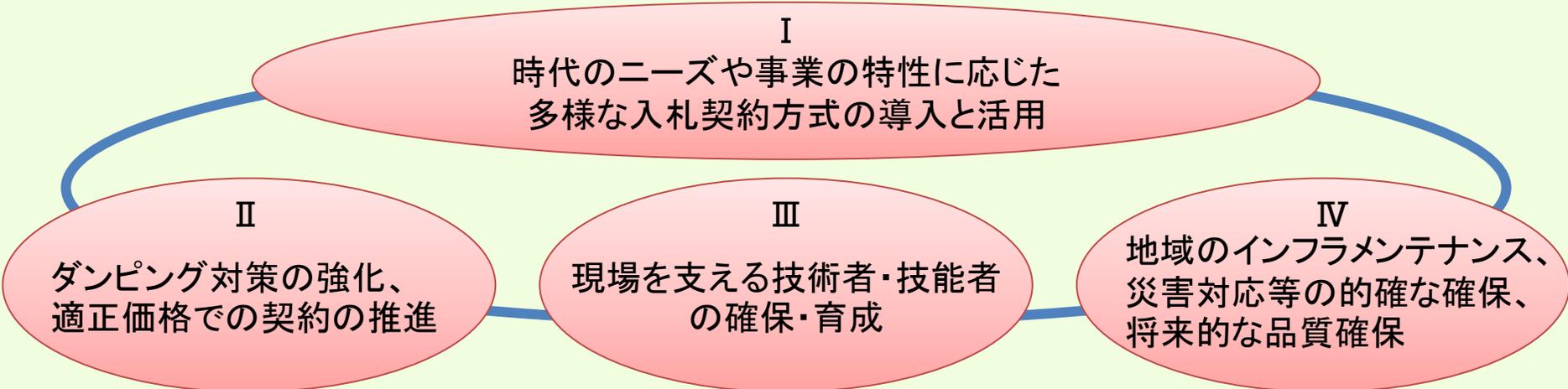
今後の建設産業政策及び入札契約制度の大きな方向性について



< 4つの改革理念 >

- 単発の個別品質に加え、中長期的な担い手の確保
- 時代のニーズに応えられる官民パートナーシップの実現
- 企業評価・選定の理念の明確化と行き過ぎた価格競争の是正
- 元請から技能労働者まで施工体制全体の持続可能性確保

< 4つの方向性 >



公共工事の透明性、公正性、必要かつ十分な競争性の確保に留意し、国民、地域住民の信頼を確保

I. 時代のニーズや事業の特性に応じた多様な入札契約方式の導入と活用

具体的な取組の方向

建設関連企業等の技術・ノウハウを最大限活用するための方式

- 大規模プロジェクトや技術的難易度が高い工事などにおいて、公募により最も優れた技術を有する企業を選定し、価格や工法等について交渉を行った上で契約する方式を導入。加えて、時代のニーズであるインフラ維持管理の高度化等の課題に的確に応えられる入札契約方式の検討を推進。

発注者支援に資する方式

- 工事の規模や難易度に応じた発注体制を整備できない自治体などを念頭に、発注から施工に至る必要な段階で、建設関連の企業や団体が発注者支援業務を担う「CM方式」の導入を、被災地での取組を踏まえつつ具体的に検討

ダンピングや下請・職人へのしわ寄せ防止にも資する方式

- 元請・下請間の支払いなど、元請企業が発注者にすべてのコスト情報を開示し、発注者又は第三者が監査を行う「オープンブック方式」、下請企業等のコストを積み上げた上でその一定割合を元請企業のフィーとする「コスト&フィー方式」について検討

受発注者の負担軽減に資する方式や発注の平準化

- 総合評価落札方式について、施工能力を評価するものと技術提案を求めて評価するものに二極化する。また、過去の工事成績等で競争参加者を絞り込んだ上で技術提案や入札書の提出を求める段階選抜方式などを導入。また、債務負担行為のより一層の有効活用等を通じ、発注の平準化を推進

入札手続きの各段階における企業評価のあり方

- 地域のインフラの維持管理、除雪、災害応急復旧など、地域の実情や事業の特性に応じた的確に対応可能な地域の建設企業像を明確化し、技術力向上や地域貢献等の継続的な企業の活動も踏まえて適正に評価・選定するため、多様な入札契約方式の導入・活用と併せ、競争参加資格審査、個別工事ごとの入札参加要件設定、総合評価での評価など、各段階での評価等の見直しを検討

Ⅱ. ダンピング対策の強化、適正価格での契約の推進

具体的な取組の方向

ダンピング対策の強化

- ダンピング対策を強化するため低入札価格調査制度や最低制限価格制度の有効な活用を徹底
- 予定価格の事前公表については、その適否について十分に検討の上、弊害が生じた場合には速やかに事後公表に移行する等の適切な対応を行うことを徹底することとし、地方公共団体に対し、その実態について調査を行う。

低入札価格調査基準の引き上げ

- 低入札価格調査基準における一般管理費算入率を30%から55%へ引き上げ（実施済み）
公契連モデルの改定により、国や自治体等の発注機関に普及

より適正な予定価格の設定のあり方

- 次のような取組を検討・実施するなど予定価格の設定のあり方を見直し
 - 労務・資材等における適正価格を的確に反映した積算の実施（平成25年度設計労務単価15.1%増）
 - インフラの老朽化対策や維持管理等を適切に進めるための積算の改善
 - 技術提案を踏まえた予定価格の作成や公募により最も優れた技術を有する企業を選定し、当該企業と発注者との間での価格交渉

必要な経費や賃金が支払われる適正な価格での元下請等の契約

- 公共及び民間の発注者、元請・下請団体等に対し、契約価格の適正化、技能労働者への適切な水準の賃金確保等が確保されるよう要請等を実施するとともに、公共工事等に係る法定福利費等の透明化を推進。また、法令遵守講習会の実施や立入検査の実施など、都道府県と連携して建設業取引の適正化を推進

Ⅲ. 現場を支える技術者・技能者の確保・育成

具体的な取組の方向

若手の技術者や技能労働者の確保・育成方策

- 若手技術者確保のため、監理技術者の技術検定試験の受験資格要件の緩和。また、若手技能労働者の確保・育成に向け、登録基幹技能者の普及を進めるとともに、厚生労働省と連携しつつ、地域の関係者（元請・下請、学校・教育機関等）間の連携強化、ハローワークの活用促進、建設業退職金共済制度の民間工事での導入促進、職業訓練施設の機能強化に向けた検討等を推進

人を大切にする建設産業の推進

- 雇用する技術者・技能者の状況等に関し、経営事項審査や競争参加資格審査、個別工事ごとの入札参加要件設定、総合評価など、入札手続各段階での評価のあり方を検討
- 技能労働者の技能や社会保険加入の「見える化」を進めるとともに、登録基幹技能者の評価を推進。さらに、優れた技能労働者や若者を雇用・育成し施工力のある専門工事業者等が発注者や元請企業に適正に評価されるよう「専門工事業者等評価制度」（仮称）の導入を検討

平成25年度設計労務単価の引上げ

- 公共工事設計労務単価を全国平均で対前年度比15.1%増（被災3県は21.0%増）と大幅に引上げ（実施済み）

就労環境改善に向けた賃上げ状況の調査等、フォローアップや社会保険等への加入徹底方策

- 技能労働者の適切な水準の賃金の支払い、社会保険への加入の徹底等に向け、本省及び地方整備局に相談窓口を設置（実施済み）。加えて、技能労働者の賃金水準の実態についてきめ細かな調査を実施。また、法定福利費を内訳明示する標準見積書の本格活用を図り、関係者を挙げて社会保険未加入対策の取組を推進

若者の入職促進等に向けた戦略的広報

- 官民連携のもと、建設産業戦略的広報推進協議会（仮称）を速やかに設立し、建設業の魅力が広く一般に伝わるよう情報発信を戦略的に展開

IV. 地域のインフラメンテナンス、災害対応等の的確な確保、将来的な品質確保

具体的な取組の方向

維持管理事業(地域維持事業、構造物等の長寿命化対応等)の適切な推進のための方式

- 今後のインフラの的確な維持管理や災害対応等を確保していくため、次のような取組を検討・実施
 - 人材確保や建設機材の保有状況など、地域を支える建設企業の多面的な要素の適切な評価
 - 複数年契約、複数業務の一括発注、共同受注方式(事業協同組合、地域JV)等による、安定的・継続的な体制の確保
 - インフラの老朽化対策や維持管理等を適切に進めるための積算の改善(再掲)
 - 建設関連企業等の技術・ノウハウを最大限活用するための方式、発注者支援に資する方式(CM方式)、企業評価の見直しなど、時代のニーズや事業の特性に応じた多様な入札契約方式の導入と活用(再掲)

建設機械の取得促進

- 災害時に使用される一定の建設機械等の購入に対し、借入金に係る金利負担軽減のための助成を実施

新しい市場(マーケット)の開拓

- 市場拡大にも繋がる新しい点検・補修技術や維持管理システムの開発・導入等を推進するとともに、コンセッション等の維持管理PFI/PPP事業等への建設関連企業の参加を促進

発注者責務として中長期的な担い手確保、品質確保等を明確化

- 公共工事の発注者は、公共工事の品質確保に加え、インフラの維持管理や災害対応等への的確な対応を確保する観点から、建設産業の中長期的な担い手の確保等にも配慮する責務があることを明確化

入札契約制度の改革について

これまでの画一的な入札契約方式から、事業の特性等に応じて選択できる多様な入札契約方式へ

＜今後検討する具体的な方式のイメージ＞

技術的難易度が高く、民間の知恵とノウハウの最大限の活用と併せ、対話により受発注者が柔軟に調整を進めることが適当な場合等



公募により最も優れた技術を有する企業を選定し、価格や工法等について交渉を行った上で契約する方式

地域のインフラの的確な維持管理や災害対応等の確保を図るために必要な場合等



複数年契約、複数業務の一括発注、共同受注方式（事業協同組合、地域JV）

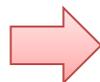
時代のニーズに対応した評価の見直し

- ▶ インフラの維持管理、除雪、災害応急復旧等への的確な対応の確保
- ▶ 技術者・技能者の確保・育成、登録基幹技能者の活用



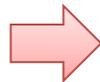
経営事項審査や競争参加資格審査、個別工事ごとの入札参加要件設定、総合評価など、入札手続各段階での評価のあり方

入札手続に係る受発注者の負担軽減



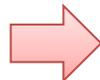
総合評価落札方式における施工能力評価型と技術提案評価型への二極化や段階選抜など

ダンピングや下請・職人へのしわ寄せ防止



「オープンブック方式」や「コスト&フィー方式」

元請・下請間での適正な経費等の支払確保の促進



公共工事等に係る法定福利費等の透明化

工事の規模や難易度に応じた発注体制等を発注者が整備できない場合等

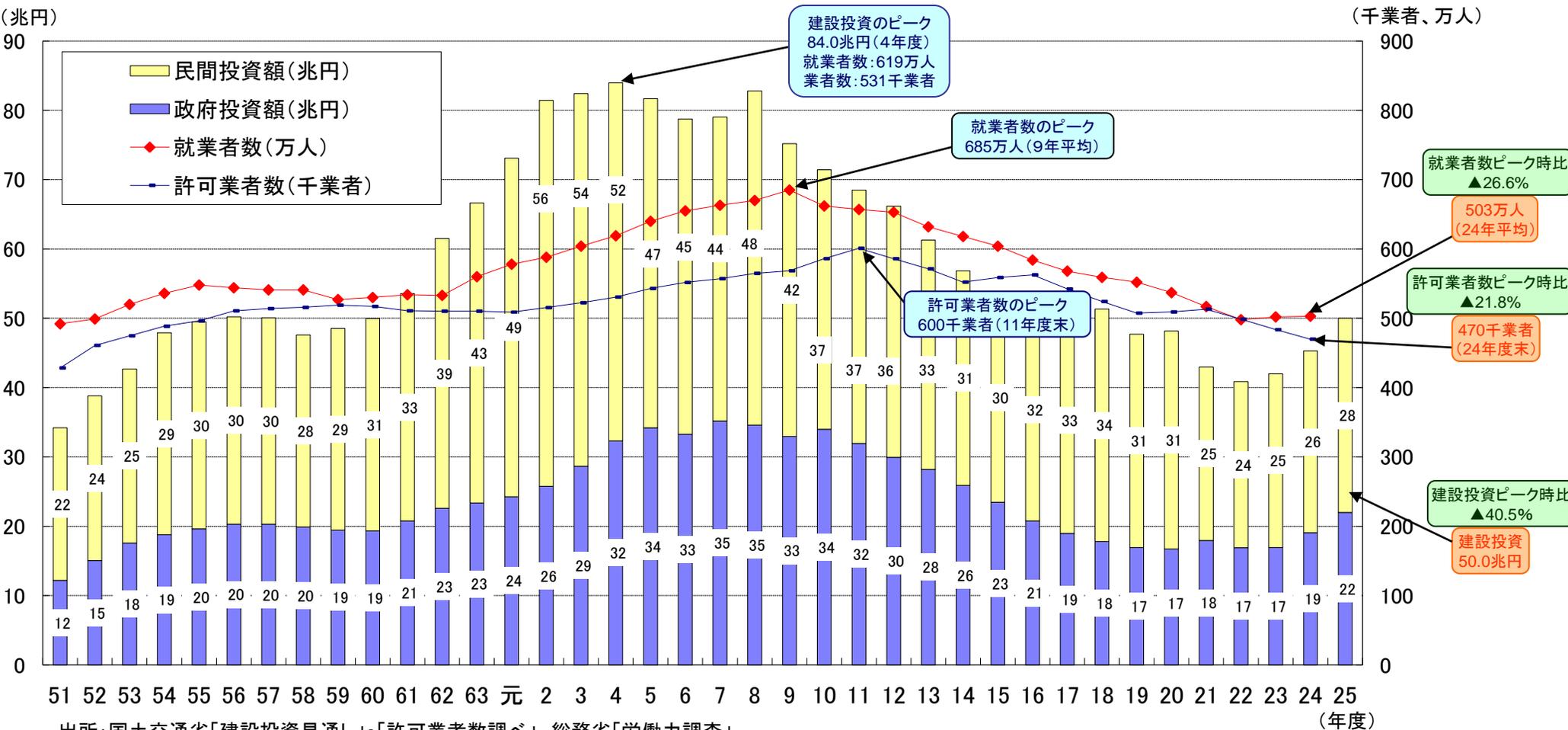


被災地での取組を踏まえた「CM方式」

参 考 资 料

建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

- 建設投資額はピーク時の4年度：約84兆円から22年度：約41兆円まで落ち込んだが、その後、増加に転じ、25年度は約50兆円となる見通し（ピーク時から約40%減）。
- 建設業者数（24年度末）は約47万業者で、ピーク時（11年度末）から約22%減。
- 建設業就業者数（24年平均）は503万人で、ピーク時（9年平均）から約27%減。



出所：国土交通省「建設投資見通し」・「許可業者数調べ」、総務省「労働力調査」

注1 投資額については平成22年度まで実績、23年度・24年度は見込み、25年度は見通し

注2 許可業者数は各年度末（翌年3月末）の値

注3 就業者数は年平均。平成23年は、被災3県（岩手県・宮城県・福島県）を補完推計した値について平成22年国勢調査結果を基準とする推計人口で遡及推計した値

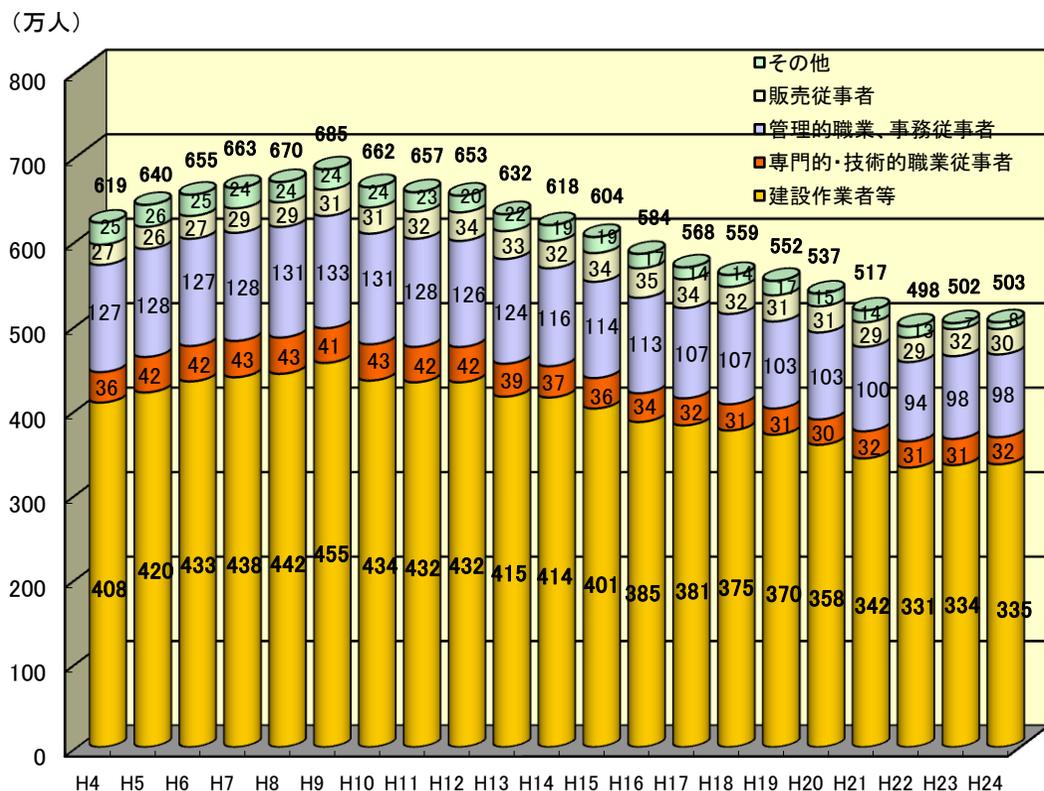
技能労働者等の減少、建設業就業者の高齢化の進行

技能労働者等の減少

- 建設業就業者： 619万人(H4) → 503万人(H24) ▲ 116万人(▲19%)
- 技術者： 36万人(H4) → 32万人(H24) ▲ 4万人(▲11%)
- 技能労働者： 408万人(H4) → 335万人(H24) ▲ 73万人(▲18%)

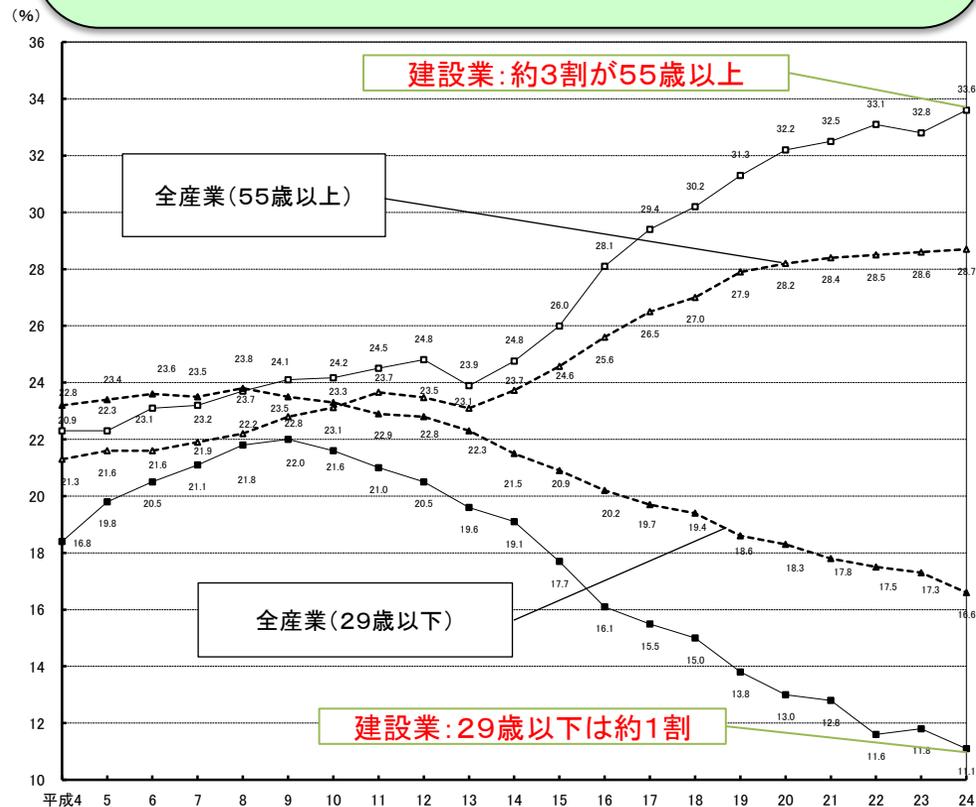
建設業就業者の高齢化の進行

- 建設業就業者は、55歳以上が約34%、29歳以下が約11%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。
※実数ベースでは、建設業就業者数のうち平成23年と比較して55歳以上が約4万人増加、29歳以下が約3万人減少(平成24年)
- 入職者(新規高卒)： 3.4万人(H4) → 1.5万人(H24) ▲58%
- 入職者(新規大卒・院卒等)： 2.9万人(H4) → 1.9万人(H24) ▲33%
※工事現場を支える技能労働者・技術者の入職者が激減
※少なくとも今後10年程度以内に、技能労働者の不足が恒常化するとの懸念(推計)



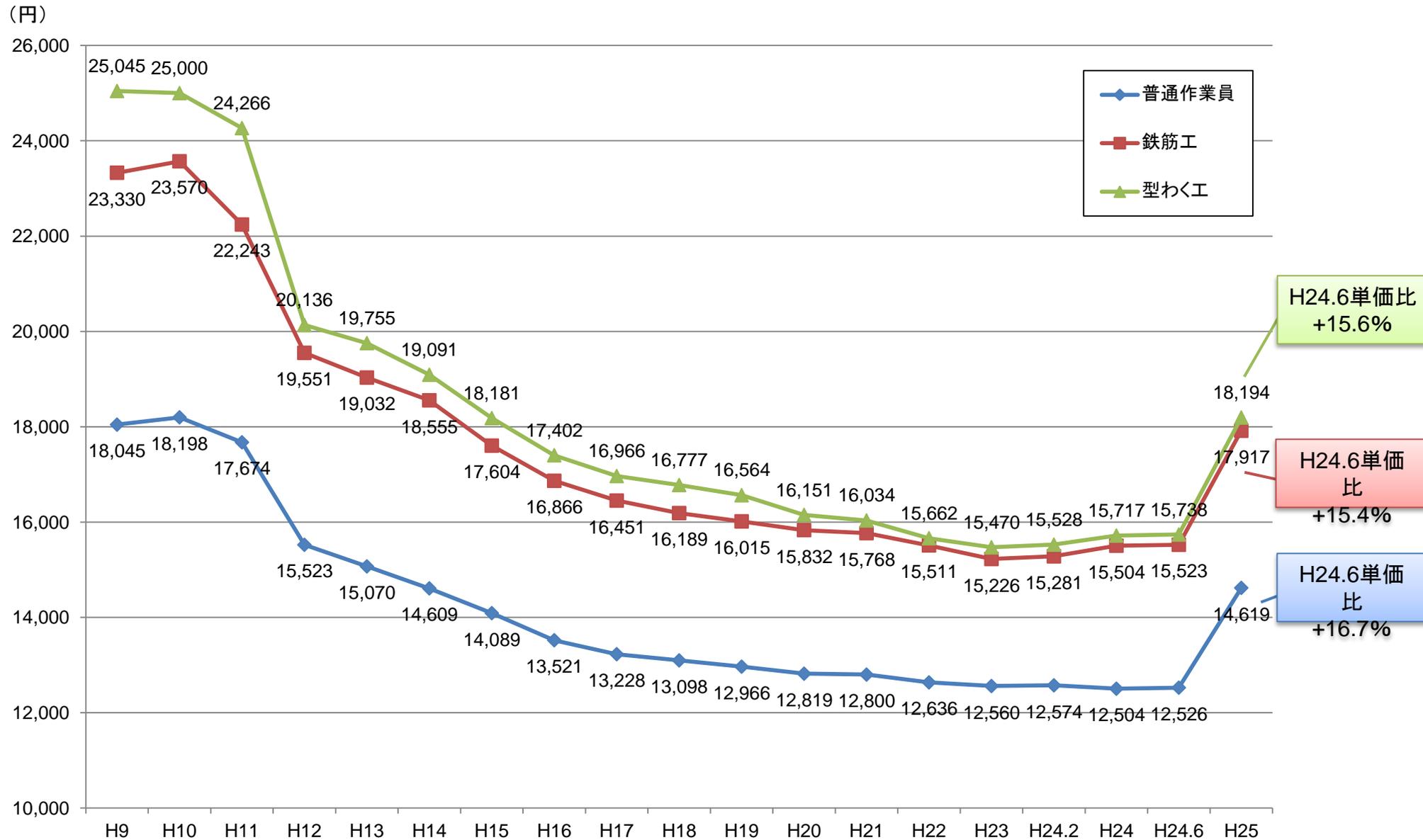
出所：総務省「労働力調査」(暦年平均)

(※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値。)



出所：総務省「労働力調査」

公共工事設計労務単価の推移



出所:国土交通省「公共工事設計労務単価」
 ※数字は全国各都道府県の単純平均値

平成25年度 公共工事設計労務単価の概要

I . 単価設定のポイント

- (1) 技能労働者の減少等に伴う労働市場の実勢価格を適切に反映
- (2) 社会保険への加入徹底の観点から、必要な法定福利費相当額を反映
- (3) 被災地等の入札不調の増加状況に応じて機動的に単価を引き上げるよう措置（被災三県について単価を5%引上げ）

→ 全国（全職種単純平均値）前年度比； +15.1%
被災三県（全職種単純平均値）前年度比； +21.0%

II . あわせて、技能労働者への適切な賃金水準の確保について各団体に要請

建設業団体あて

(1) 技能労働者への適切な水準の賃金支払

- ・ 適切な価格での下請契約の締結
- ・ 労働者への適切な水準の賃金支払を元請から下請に要請
- ・ 雇用する技能労働者の賃金水準の引上げ

(2) 社会保険等への加入徹底

- ・ 元請は、法定福利費相当額（労働者負担分及び事業主負担分）を適切に含んだ額による下請契約の締結する
- ・ 下請は、技能労働者に法定福利費相当額を適切に含んだ賃金を支払い、労働者を社会保険に加入させる

(3) 若年入職者の積極的な確保

賃金引上げと社会保険への加入により、若年入職者を積極的に確保

(4) ダンピング受注の排除

公共発注者あて

(1) 平成25年度公共工事設計労務単価の早期適用

(2) ダンピング受注の排除

低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の適切な活用

(3) 法定福利費の適切な支払と社会保険等への加入徹底に関する指導

民間発注者あて

(1) 労務費の上昇傾向を踏まえた工事発注

これ以上の技能労働者の減少を招かないよう、必要経費を含んだ適正な価格による工事発注

(2) 社会保険料相当額の支払

労働者負担分及び事業主負担分の法定福利費を適切に含んだ額による工事発注

日時・場所

日時:平成25年4月18日(水)16:30~17:30
場所:霞山会館

出席者

【国土交通省側】太田大臣、鶴保副大臣、松下政務官 他
【建設業団体側】日本建設業連合会、全国建設業協会、全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会



大臣発言のポイント

- 設計労務単価の大幅な引き上げを踏まえ、適切な価格での契約、技能労働者への適切な水準の賃金の支払い、社会保険への加入の徹底が行われるよう、建設業界挙げてのご理解と適切な対応をお願いしたい。
- 復旧・復興事業や公共工事の迅速かつ円滑な施工確保に、改めてご協力をお願いしたい。

建設業団体の対応状況(抄)

<日本建設業連合会>	4月25日技能労働者の適正な賃金の確保等について決議(理事会)
<全国建設業協会>	4月26日技能労働者の適正な賃金の確保等について決議(理事会)
<全国中小建設業協会>	5月29日技能労働者の適正な賃金の確保等について決議(理事会)
<建設産業専門団体連合会>	6月 4日技能労働者の適正な賃金の確保等について決議(通常総会)

土木職員数の推移

○ 地方公共団体における土木部門の職員数は、建設投資ピーク時（H4年度）から約25%減。

部門別の職員数と増減状況

区分	平成6年度	平成23年度 (H6年度比)	
普通 会計	一般行政 【うち 土木】	1,174,514 【193,143】	926,249 (▲21.1) 【142,187】 (▲26.4)
	教育	1,281,001	1,055,313 (▲17.6)
	警察	253,994	282,023 (▲11.0)
	消防	145,535	158,062 (▲8.6)
	計	2,855,044	2,421,647 (▲15.2)
公営企業 等会計	437,448	367,342 (▲14.1)	
合計	3,282,492	2,788,989 (▲15.0)	

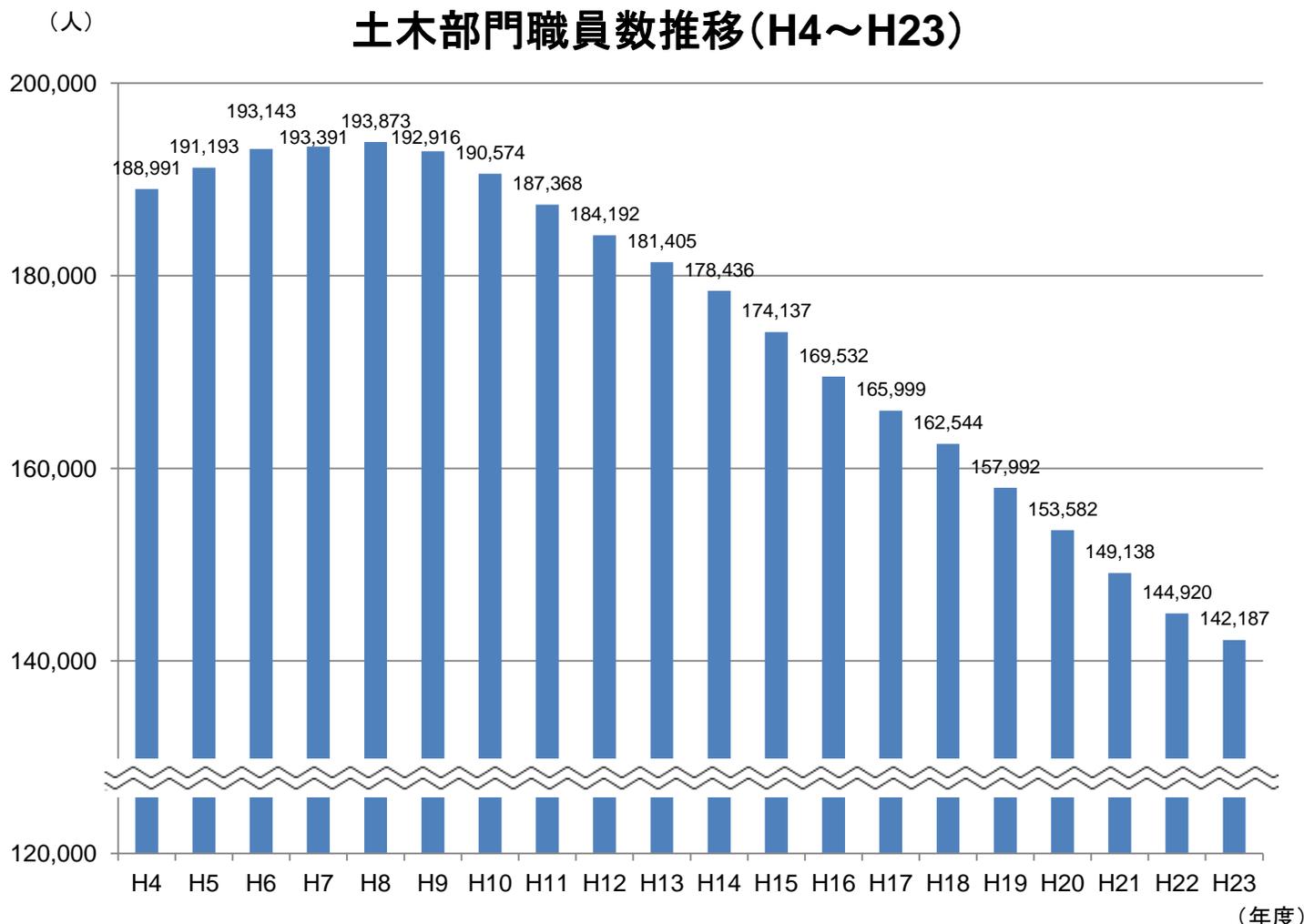
※平成23年度の公営企業等会計部門は、被災11団体の内訳が不明のため、小計に被災11団体の公営企業等会計部門職員数135名を足している。

※「一般行政」…総務・企画、税務、農林水産、土木、福祉関係（民政、衛生）等

※「公営企業等会計」…病院、水道、下水道、交通等

※各年度の職員数はその年度の4月1日現在の職員数

土木部門職員数推移（H4～H23）

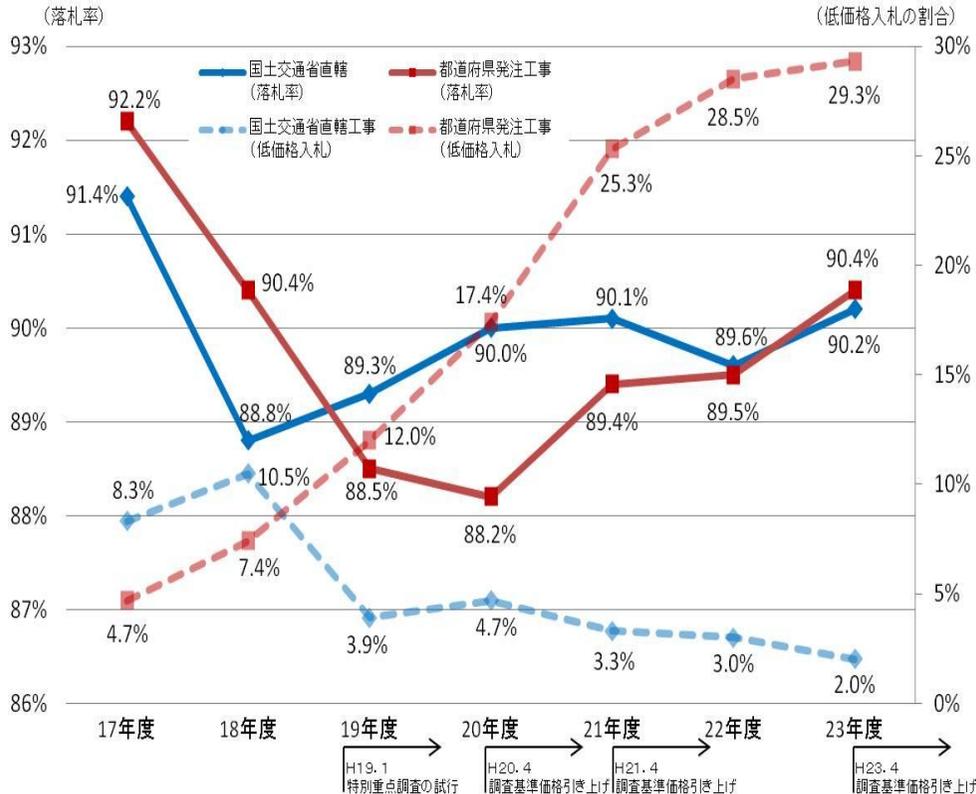


出所：総務省「地方公共団体定員管理調査」

地方公共団体におけるダンピング対策の現状

国土交通省直轄工事及び都道府県発注工事における落札率及び低価格入札の発生率の推移

○都道府県の発注工事で、低入札価格調査基準価格や最低制限価格を下回る額で応札される案件の割合が年々増加。



- ※1 低価格入札の発生率とは、低入札価格調査基準価格又は最低制限価格を設定した案件に対し、当該価格よりも応札額が下回った案件の発生割合
- ※2 落札率における国土交通省直轄工事は、8地方整備局で契約した工事（平成17年度までは港湾空港関係除く）
- ※3 低価格に入札の発生率における国土交通省直轄工事においては、8地方整備局で契約した工事（港湾空港関係除く）
- ※4 平成23年度は速報値であり、今後変更があり得る。

最低制限価格制度等の導入状況（H24.9.1現在）

- 最低制限価格制度及び低入札価格調査制度を併用
43都道府県（91.5%）、20政令市（100%）、473市区町村（27.5%）
- 低入札価格調査制度のみ導入
4県（8.5%）、139市区町村（8.1%）
- 最低制限価格制度のみ導入
857市区町村（49.9%）
- いずれの制度も未導入
250市区町村（14.5%）

予定価格の事後公表への移行状況（H24.9.1現在）

- 都道府県における移行状況 (H23.9.1) ⇨ (H24.9.1)
 - ・事後公表のみ 13団体 → 15団体 (+2)
 - ・事前公表と事後公表との併用 ※試行を含む。 16団体 → 17団体 (+1)
 - ・事前公表のみ 18団体 → 15団体 (△3)
- 政令指定都市における移行状況 (H23.9.1) ⇨ (H24.9.1)
 - ・事後公表のみ 4団体 → 5団体 (+1)
 - ・事前公表と事後公表との併用 ※試行を含む。 9団体 → 9団体 (±0)
 - ・事前公表のみ 6団体 → 6団体 (±0)
- 市区町村における移行状況 (H23.9.1) ⇨ (H24.9.1)
 - ・事後公表のみ 510団体 → 527団体 (+17)
 - ・事前公表と事後公表との併用 ※試行を含む。 216団体 → 219団体 (+3)
 - ・事前公表のみ 775団体 → 758団体 (△17)

低入札価格調査基準の見直し

低入札価格調査基準とは

- 予算決算及び会計令第85条に規定。
- 「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準。
- この基準に基づいて算出した価格を下回った場合には、履行可能性についての調査を実施。履行可能性が認められない場合には、失格。

低入札価格調査基準の見直しについて

- H25年5月16日以降に入札公告を行う工事を対象に、低入札価格調査基準の一般管理費等の算入率を0.3から0.55へ引き上げる。

H23.4～

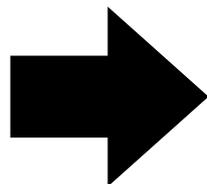
【範囲】

予定価格の

7.0/10～9.0/10

【計算式】

- ・直接工事費 × 0.95
 - ・共通仮設費 × 0.90
 - ・現場管理費 × 0.80
 - ・一般管理費等 × 0.30
- 上記の合計額 × 1.05



今回 (H25.5.16～)

【範囲】

予定価格の

7.0/10～9.0/10

【計算式】

- ・直接工事費 × 0.95
 - ・共通仮設費 × 0.90
 - ・現場管理費 × 0.80
 - ・一般管理費等 × 0.55
- 上記の合計額 × 1.05

※計算式により算出した額が上記の「範囲」を上回った(下回った)場合には、上限(下限)値で設定。

低入札価格調査における基準価格等の引上げ

低入札価格調査における基準価格の引上げの経緯(国土交通省発注工事)



都道府県における最低制限価格等の見直し状況(H24.9.1現在)

※都道府県の45団体において、平成23年4月の国交省の計算式と同等水準以上の算定式

(最低制限価格)

- ・23年4月公契連モデルより高い水準に設定: **12団体**(北海道、栃木県、東京都、神奈川県、新潟県、和歌山県、山口県、徳島県、佐賀県、長崎県、宮崎県、沖縄県)
- ・23年4月公契連モデルを準用又は同水準: **24団体**(青森県、秋田県、茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、山梨県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、島根県、愛媛県、福岡県、熊本県、大分県、鹿児島県)

(低入札価格調査基準価格)

- ・23年4月公契連モデルより高い水準に設定: **13団体**(北海道、岩手県、宮城県、山形県、栃木県、東京都、新潟県、長野県、山口県、徳島県、佐賀県、宮崎県、沖縄県)
- ・23年4月公契連モデル準用又は同水準: **31団体**(青森県、秋田県、茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、島根県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、熊本県、大分県、鹿児島県)

指定都市における最低制限価格等の見直し状況(H24.9.1現在)

※指定都市の15団体(75.0%)において、平成23年4月の国交省の計算式と同等水準以上の算定式

(最低制限価格) (低入札価格調査基準価格)

- ・23年4月公契連モデルより高い水準に設定: **3団体**(札幌市、川崎市、相模原市)
- ・23年4月公契連モデルを準用又は同水準: **12団体**(さいたま市、千葉市、横浜市、浜松市、名古屋市、京都市、堺市、神戸市、岡山市、北九州市、福岡市、熊本市)